

諮問第95号の答申
家計調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第95号による家計調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

（1）承認の適否

平成28年9月28日付け総統消第193号により総務大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号の各要件のいずれにも適合しているため、「家計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

（2）理由等

ア 調査票（家計簿）に関する変更

（ア）家計簿の様式変更

本申請では、平成30年1月から本調査で用いる調査票のうち、家計簿について、表1のとおり、様式を変更する計画である。

表1 家計簿の様式の変更内容

変更該当欄	変更内容
I 口座自動振替による支払	① クレジットカード、掛買い、月賦による購入分の支払をした場合のチェック欄を追加 ② プレプリント項目 ・ 電気料金及び携帯電話料金の内訳を変更 ・ ケーブルテレビ受信料に含まれる内容の選択欄を追加 ・ 「PTA会費・教材費」を分割 ・ 「保育所・幼稚園の保育料」を追加
II 口座への入金（給与・年金等）	「月々の給与」「賞与」「年金・その他の収入」に関する口座入金額等を記入する「口座への入金（給与・年金等）」欄を世帯員ごとに新設

Ⅲ 現金収入又は現金支出	① 購入方法の選択肢に「電子マネー」「商品券」「デビットカード」「口座間振込等」を追加
Ⅳ クレジット・電子マネーなど現金以外による購入	② 「もらい物」「自家産」を購入方法の選択肢から削除 ③ 従前、1頁の中に現金収支に関する欄及び現金以外による購入に関する欄の双方を設けていたが、それぞれの欄で1頁を確保
表紙の調査員記入欄	表紙に調査員記入欄として設けられている「農林・非農林の別」を削除するとともに、「世帯区分」について「勤労者世帯」、「無職世帯」及び「勤・無以外」に変更

これらについては、試験調査及び全国消費実態調査（総務省実施の基幹統計調査）における結果や、その記入状況等を踏まえ、現金以外の決済手段の多様化などの変化及び抽出区分の変更に対応したものであり、報告者の記入負担の軽減及び一層正確な記入の確保に資するとともに、調査員による記入指導業務の軽減も期待されることから、適当である。

ただし、①電子マネーや各種ポイントによる収支や②配偶者の収入について、記入漏れを防ぎ、より正確な把握を確保する観点から、家計簿及びその記入マニュアル等に、例示や注意書きを入れるなど、丁寧な対応に努める必要がある。

（イ）新旧家計簿の並行使用

本申請では、前記（ア）に記載した家計簿に係る様式変更に伴い、調査対象世帯の回答結果に影響が生じる可能性を考慮し、平成30年1月から12月までの1年間は、調査対象世帯の半数に変更後の家計簿（以下「新家計簿」という。）を、残りの半数には現行の家計簿（以下「旧家計簿」という。）を並行して使用した上で、平成31年1月から全調査対象世帯に対して新家計簿を使用する計画である。

これについては、家計簿の様式変更により、回答状況に変化が生じ得ることは否定できないところであり、また、限定的な試験調査の結果からは様式変更による影響を詳細に把握できない中、本調査の結果が消費者物価指数におけるウェイトの算定に利活用されているなど重要な指標であることを鑑みれば、調査結果の接続を確実にする方法の一つとして有効なものと考えられることから、適当である。

ただし、新旧家計簿の並行使用に当たっては、都道府県職員及び統計調査員に対する指導の充実及び実査負担の軽減に十分配慮するとともに、全体の集計結果に加え、主要な数値について新旧家計簿別の集計結果を参考提供するなど、利用者に対する情報提供の充実に努めることが必要である。

イ 調査票（世帯票及び準調査世帯票）に関する変更

本申請では、平成30年1月から、統計調査員が調査対象世帯等から聞き取りにより作成する世帯票及び準調査世帯票について、表2のとおり、調査事項を変更

する計画である。

表2 世帯票及び準調査世帯票の変更内容・変更理由

変更内容	変更理由
① 就業者を「正規」とそれ以外に区分 ② 学校等の種別に「保育所」を追加、「大学」を「大学・大学院」に変更 ③ 住居の所有関係の区分の統合 ※ ④ 住居の延面積の「(借間は除く)」を削除 ⑤ 間貸分の畳数の削除 ⑥ 建築時期(持ち家のみ)の年代区分の更新 ⑦ 口座自動振込の有無の削除 ⑧ 二人以上の世帯における家族で同居していない者の数の区分を統合 ⑨ 単身世帯における世帯の形態の区分を統合	社会情勢の変化を踏まえた対応
次に掲げる事項を削除 ⑩ 副業の勤め先又は事業の内容 ⑪ 住居の構造 ⑫ 家賃・地代 ⑬ 無職世帯の主な収入源 ⑭ 別居している子の有無(単身世帯で60歳以上の者)	家計簿等の記入内容を審査する際に用いていた事項の利活用の低下を踏まえた削除
⑮ 農林漁家世帯かそれ以外の世帯かを削除 ※ ⑯ 世帯区分の変更 ※ ⑰ 耕地面積の削除	抽出区分の変更に対応

(注) 準調査世帯票については「※」の付した事項のみを変更する

これらについては、変更理由や影響等を確認した結果、変更理由は妥当と認められ、報告者及び統計調査員の負担軽減にも資すると考えられることから、適当である。

ウ オンライン調査の導入

本申請では、新家計簿の調査世帯を対象に、平成30年1月から全ての調査票についてオンライン調査を導入する計画である。具体的には、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県については平成30年1月から、その他の道府県については同年7月から、調査対象世帯の入れ替えに合わせて段階的に導入することとしている。

また、新家計簿、年間収入調査票及び貯蓄等調査票については、報告者がパソコンやタブレット、スマートフォンからの報告を可能とし、タブレットやスマートフォン等カメラ機能を内蔵する情報端末機器においては、家計簿の入力補助機能としてレシート読取り機能も利用可能とする計画である。

さらに、世帯票及び準調査世帯票については、統計調査員が調査実施者から貸

与されたタブレット端末を用いて、報告する計画である。

このオンライン調査の導入については、

- ① 報告者の記入負担軽減や集計業務の効率化など多くのメリットがあること
- ② 公的統計の整備に関する基本的な計画（平成26年3月25日閣議決定）において、統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を導入していない調査はその適否を事前に検討するよう定められていること
- ③ 「オンライン調査の推進に関する行動指針」（平成27年4月17日オンライン調査推進会議申合せ）において、基幹統計調査や大規模統計調査はオンライン調査の導入に優先的に取り組むよう求められていること
- ④ 総務省は、オンライン調査の導入に当たって、情報セキュリティ対策を講じるとともに、段階的な導入による円滑な実施を計画していること

などから、適当である。

ただし、総務省は、オンライン調査の導入により、都道府県職員及び統計調査員の負担がかえって著しく増加することがないように配慮するとともに、従来の回答状況との間に差異が生じる可能性があることを考慮し、その影響を検証する必要がある。

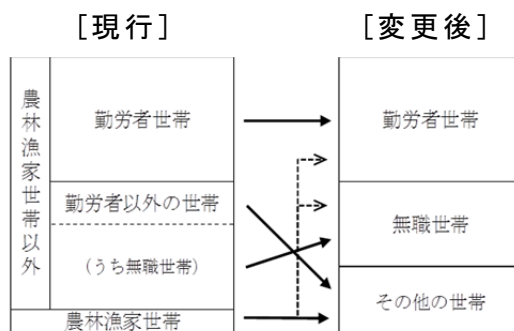
なお、本調査の精度の維持・向上に努めつつ、継続的に実施することを考慮すれば、総務省は、今回のオンライン調査の導入を契機として、一層の報告者負担の軽減及び正確な記入を図るため、統計調査員のマニュアルの標準化・充実を図るとともに、今後のICTの進展も踏まえながら、オンラインシステムの機能拡充の可能性についても、引き続き検討する必要がある。

加えて、本調査の精度が、統計調査員の尽力により確保されている状況に鑑み、オンラインによる回答が可能になった後においても、統計調査員の熟練度の維持やノウハウの継承に引き続き努めることが必要である。

エ 二人以上の世帯の抽出区分の変更

本申請では、「農林漁家世帯」が減少する一方で、「勤労者以外の世帯」における無職世帯の割合が増加し、無職世帯を把握する必要性が増している現状を踏まえ、二人以上の世帯において、平成30年1月から、**図**のとおり、抽出区分の変更を行う計画である。

図 世帯の抽出区分の変更



これについては、限られた標本規模の範囲内で、母集団の構成を考慮した標本抽出区分を導入することにより、世帯構成の実態を踏まえた集計が可能となることから、適当である。

ただし、今回の変更に関わらず、結果精度維持の観点から、調査対象世帯の選定において、最終的な調査世帯に何らかのバイアスが生じていないかを検証し、その検証結果を含め、引き続き情報提供の充実を図る必要がある。

オ 集計事項

本申請では、平成30年1月から、表3のとおり、集計事項を変更する計画である。

表3 集計事項の変更内容・変更理由

変更内容	変更理由
① 「無職世帯」に係る集計を追加及び「農林漁家世帯を除く結果」に係る集計を廃止	抽出区分の変更に対応するため（前記エ参照）
② 「現物収支」に係る集計を廃止	家計簿の「もらい物」欄及び「自家産」欄の削除に対応するため（前記ア（ア）参照）
③ 世帯主の職業別集計区分に「勤労者のうち正規の職員・従業員」を、学校種別集計区分に「保育所」を追加	世帯票の変更に対応するため（前記イ参照）
④ 「用途分類による1世帯当たり1か月間の収入と支出及び対前年（度・同期・同月）増減率」及び「用途分類項目の平均金額及び中央値」の集計表を追加、「用途分類による四半期・年度平均」の集計表の廃止	追加する集計表により代替可能なため
⑤ 「現金実収入階級別」の集計表及び「人口5万人以上の市」、「大都市圏」に係る集計を廃止	他の集計表により代替可能なため、又は他の集計区分より算出可能なため
⑥ 「個人営業世帯」に係る一部の集計を廃止	当該集計表で表章される世帯数が僅少となるため
⑦ 「世帯主の年齢階級別1世帯当たりの品目別支出金額」の月平均に係る集計を追加	施策上のニーズに対応するため
⑧ 「都市階級別」、「家計費階級別」、「理由別」の世帯分布の準調査世帯集計表を廃止	他の集計表により代替可能なため、又は当該集計表で表章される世帯数が僅少となるため

これらについては、変更理由や影響等を確認した結果、変更理由は妥当と認め

られ、結果の利活用の面からみても特段の支障がないことから、適当である。

なお、今回予定されている調査票の変更等に伴う集計事項については、変更後の統計の精度や利活用状況を勘案しつつ、必要に応じて充実することが期待される。

2 統計審議会諮問第 273 号の答申（平成 13 年 7 月 13 日付け統審議第 6 号）における「今後の課題」への対応状況

本調査については、統計審議会（当時）の諮問第 273 号の答申時において、以下の検討課題が指摘されている。

(1) 調査対象世帯の協力の確保

家計調査及び単身世帯収支調査については、両調査とも代替標本を選定しなければならない状況が多く発生しており、依然として調査協力を得るのが難しい状況にある。調査対象世帯の協力の確保方策については、今回の家計調査の改正において、報告者負担軽減の観点から、調査項目の簡素化などを行うこととしている。また、従来から、家計調査の重要性等を説明するパンフレットを配布するなどの対応をしているが、引き続き、調査対象世帯の一層の理解、協力を得る方策について検討する必要がある。

(2) 家計調査における調査方法の改善

ア 世帯内単身者の収支状況の的確な把握

世帯全体の収支を把握するため、各世帯員の収支の状況を記入するよう調査世帯に依頼をしているが、世帯内単身者の収支状況をよりの確に把握する方策について、引き続き、検討する必要がある。

イ レシート貼付方式の採用による調査負担の軽減

レシート貼付方式について、現在までの検討において、1)補記が必要な事例が多くみられること、2)印字が薄く判読が困難な場合があること等の問題が指摘されており、すぐに採用することは難しい状況にあるものの、報告者負担軽減の観点から、引き続き、検討する必要がある。

ウ 情報技術を活用した調査の導入の可能性

パソコン等を利用した調査については、これにより、必ずしも調査客体すべてが調査負担の軽減を感じるものではないが、パソコン等の情報機器は今後も普及すると考えられ、パソコン等を利用した調査により記入負担が軽減したと感じる調査客体も増加していく可能性があることから、引き続き、その導入方法等について検討する必要がある。

(3) 単身世帯における貯蓄・負債状況の把握

単身世帯の貯蓄・負債の保有状況の把握については、単身世帯の調査協力を得るのが難しく、新しい枠組みによる調査を円滑に実施する観点から、今回の家計調査の改正では、調査を行わないこととしたものである。しかし、単身世帯の貯蓄・負債の保有状況は、世帯全体の貯蓄・負債の保有状況を把握する上で非常に重要なものであり、将来的には、新たな調査方法の導入を

含め、その把握を行うことについて検討する必要がある。

これらの課題への対応については、平成26年度の統計委員会（基本計画部会）における統計法施行状況に関する審議の中で確認され、「平成25年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（未諮問基幹統計確認関連分）」（平成27年3月31日）において一定の方向性が示された後、平成27年度と同審議におけるフォローアップにより、「平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（未諮問基幹統計確認関連分）」（平成28年3月22日）において「今後の取組の方向性」（以下「方向性」という。）として改めて整理されたところである。

本申請は、この方向性として示された事項のうち、現時点で対応可能な事項を実現するための取組であり、その他の残された事項についても方向性において示された内容に沿った取組が進められていることが確認されたことから、適当である。

3 今後の課題

- (1) 今回予定されている家計簿の様式変更は、報告者負担を最小限にすべく工夫がされており、一定の評価ができる。しかしながら、電子マネーや各種ポイントによる収支の把握に当たっては、報告者の負担が依然として大きいことが懸念される。そこで、引き続き、報告者負担の軽減に向けた検討が必要であるとともに、調査を実施するに当たっての丁寧な説明に努めること。
- (2) 新家計簿への全面移行（平成31年1月）に先立つ、新旧家計簿の並行使用期間（平成30年1月～12月）においては、全体の集計結果に加え、適宜、主要な数値について新旧家計簿別の集計結果を参考提供するなど、利用者に対する情報提供の充実に努めること。
- (3) オンライン調査の導入・拡充により、かえって、都道府県職員及び統計調査員の負担が著しく増加することがないよう配慮するとともに、従来の回答状況との間に差異が生じる可能性があることを考慮し、その影響を検証すること。
- (4) 調査の回答状況等について、都道府県職員及び統計調査員への負担も留意しつつ、情報共有が可能となる工夫を凝らすことで、調査回答が得られなかった世帯の発生に伴う調査結果への影響について把握できる環境整備に努めること。